平成２１年（フ）第７号
京都府宮津市字惣496番地、前住所京都府宮津市字宮村1292番地の６
破産者　清水　俊成
１　決定年月日　平成22年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第７３１号
熊本県宇城市松橋町豊崎2034番地８
破産者　田上　新一
１　決定年月日　平成22年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１７８号
広島市安芸区矢野南１丁目15番８号
破産者　御堂河内節生
１　破産債権の届出期間　平成22年６月30日まで
２　一般調査期日　平成22年７月14日午後４時30分
平成22年６月16日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９号
熊本県荒尾市金山1125番地３
破産者　尾上　　貢
１　破産債権の届出期間　平成22年７月15日まで
２　一般調査期日　平成22年８月23日午後１時30分
平成22年６月15日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６３１６号
大阪市平野区平野市町３丁目１番21号
破産者　大善工業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
２　一般調査期日　平成22年９月９日午後３時30分
平成22年６月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０２５号
堺市堺区三条通４番21号
破産者　古川　隆雄
１　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
２　一般調査期日　平成22年８月23日午後４時
平成22年６月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９４号
大阪府高槻市宮之川原３丁目３番19号
破産者　松村　　保
１　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
２　一般調査期日　平成22年９月15日午前10時
平成22年６月16日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第３０００号
大阪市北区西天満１丁目７番20号
破産者　株式会社Ｂｉｏｓ．Ｗａｔｅｒ
１　期日　平成22年７月21日午後１時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１７年（フ）第２８１号
福岡県大牟田市大正町６丁目４番地の３
破産者　大牟田スバル株式会社
１　期日　平成22年８月４日午後４時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月15日
福岡地方裁判所大牟田支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第７３４号
熊本市萩原町９番47号
破産者　株式会社大繊
異議申述期間　平成22年８月18日まで
平成22年６月15日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７３５号
熊本市新生１丁目３番10号　ベルデュールⅠ203号
破産者　大窪　政義
異議申述期間　平成22年８月18日まで
平成22年６月15日
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０４１号
東京都渋谷区笹塚１丁目64番８号
清算株式会社　株式会社ナチュラルビート
代表清算人　髙木　　茂
１　決定年月日　平成22年６月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２８号
横浜市港南区上大岡西１丁目12番３号上大岡京浜ビル204号
清算株式会社　日成管財株式会社
代表清算人　川島喜久夫
１　決定年月日　平成22年６月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号
佐賀県鹿島市大字井手1465番地
再生債務者　株式会社ヨシダコーポレーション
１　決議に付する再生計画案　平成22年５月14日受付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月10日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月16日
平成22年６月11日　佐賀地方裁判所武雄支部

再生手続終結

平成１８年（再）第１号
大分県佐伯市葛港15番８号
再生債務者　中嶋水産株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年６月14日　　大分地方裁判所

平成１８年（再）第２号
大分県津久見市大字長目2145番地
再生債務者　津久見水産株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年６月14日　　大分地方裁判所

平成１８年（再）第３号
大分県津久見市大字四浦5326番地の３
再生債務者　有限会社豊洋水産
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年６月14日　　大分地方裁判所

再生計画変更認可

平成１８年（再）第６号
さいたま市緑区大字三室1403番地、旧本店所在地さいたま市南区大字太田窪2490番地
再生債務者　大藤電設株式会社
１　主文　本件再生計画の変更を認可する。
２　理由の要旨　本件再生変更計画案について書面による決議に付した結果、平成22年６月９日までに、法定の要件を満たす同意があったので、本件再生変更計画案は、民事再生法172条の３第１項（同法187条２項により準用。以下同じ。）により、可決された。本件再生計画の変更には、同法174条２項各号に該当する事由はないものと認められるので、同法174条１項により、主文のとおり決定する。
平成22年６月10日
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２号
栃木県足利市堀込町
再生債務者　半田　勝則
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月30日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月14日から平成22年７月22日まで
宇都宮地方裁判所足利支部